

あらゆる事業活動で発生する

プラスチックごみは産業廃棄物です！

プラスチック製品



梱包材



プラスチック製容器包装



合成ゴム



飲食店、コンビニ、事務所から出る
プラごみは産廃だったの!?



横浜市では、令和6年10月から**家庭の分別ルールが変更**※1となり、これまで燃やすごみとしていたプラスチック製品をプラスチック製容器包装とともに「**プラスチック資源**」として回収することになりました。

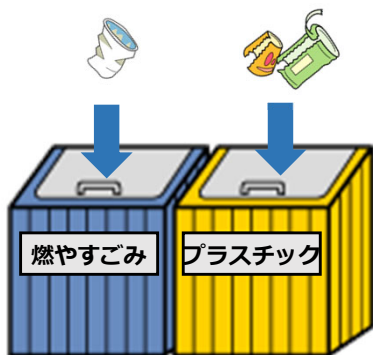
これに伴い、事業系プラスチックの分別もこれまで以上に徹底し、**プラスチックを燃やすごみ（一般廃棄物）には入れずに産業廃棄物として適正処理**するようお願いします。

※1 令和6年10月から変更となる区：旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区
令和7年4月から変更となる区：青葉区、神奈川区、港北区、都筑区、鶴見区、西区、保土ケ谷区、緑区、南区

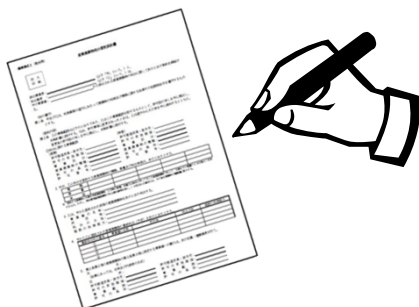
排出事業者の責務

産業廃棄物

を処理するときの**3つのルール**



廃棄物の分別



許可業者と書面契約



排出事業者
マニフェストの交付

違反した場合は、**罰則**があります。
(最大1000万円の罰金など)

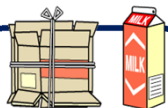
廃棄物の分別

事業活動に伴い生じる廃棄物は、**一般廃棄物**と**産業廃棄物**に大別されます。種類ごとに正しく分別しましょう。

主な一般廃棄物

資源化可能な古紙

段ボール、紙パック、新聞、雑誌など



建設工事や紙加工品の製造業等を除く※3

生ごみ(食品残さ)

食べ残し、調理残さ、売れ残りなど



食料品製造業等を除く※3

一般ごみ(燃やすごみ)

使用済みティッシュ、リサイクルできない紙、草、落ち葉など



主な産業廃棄物

廃プラスチック類

ペットボトル、プラスチック製容器包装、プラスチック製品、梱包材、合成ゴムなど

金属くず

空き缶、クリップ、ホッチキスの針など



ガラス・陶磁器くず

空きビン、コップ等ガラス類など



廃油

食用油、ラード、鉱物油など



※2 この分別表は事務所等から排出されるよくある廃棄物の一例です。詳しくは横浜市ウェブページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/20230202130856120.html>) をご覧ください。

なお、ごみの分別は自治体により異なりますので、各自治体のルールに従いましょう。

※3 古紙、生ごみについては、業種により産業廃棄物となる場合があります。

市ウェブページ



許可業者と書面契約

〈産業廃棄物の処理を委託する場合〉

紙による契約だけでなく、電子契約もできます。

許可を受けた業者と**書面で契約**しなければいけません。

- 契約書には、法令で盛り込むことが規定されている「**法定記載事項**」(種類・料金・性状及び荷姿、性状の変化・支障等の有無など)を必ず記載すること
- 契約書は契約終了の日から「**5年間**」保存すること



マニフェストの交付

〈産業廃棄物を処理業者へ引き渡す時〉

マニフェストが無い場合は、産廃を引き渡すことはできません。

排出事業者は

産業廃棄物の**引渡しと同時にマニフェストを交付**しなければいけません。

- マニフェストは廃棄物の**種類ごと**、**運搬先ごと**に交付すること
- マニフェストの写しは、送付を受けた日から「**5年間**」保存すること
- (電子マニフェストの場合) 廃棄物の引渡しから**3日以内**(土日祝日除く)に登録すること



電子マニフェストがとても便利です！

- ・手書き・印刷の手間等が大幅に軽減
- ・紙の保存が不要なので、省スペース
- ・毎年必要な行政への報告※6が不要



電子マニフェストは、法に基づき(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)が運営しているシステムです。システム利用には料金がかかります。

(<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>)

電マニページ



※4 マニフェストとは、産業廃棄物の流れを把握・管理するための管理票のことです。

※5 紙マニフェストは、(公社)神奈川県産業資源循環協会(TEL045-681-2989)で購入できます。

(<https://p-rck.or.jp/manifesto/index.html>)

※6 毎年必要な行政への報告とは、産業廃棄物管理票交付等状況報告書のことです。

購入ページ



【主な罰則】

罰則等	違反の内容
5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科	・委託基準違反(無許可業者への委託)
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科	・委託基準違反(書面契約なし、法定記載事項漏れなど)
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	・マニフェスト未交付、記載漏れ、若しくは虚偽記載 ・マニフェスト写しの保存義務違反
勧告、公表、命令、2000円以下の過料	・市の分別区分及び排出方法に従わない場合 ・市の定める排出場所に排出しない場合

市ウェブページ



詳しくは

横浜市 産業廃棄物の基礎知識

検索

令和6年9月発行

